

22豊議議第613号
平成22年12月24日

(請願者)

西野友章様

豊橋市議会議長 大沢初男



請願の審査結果について（通知）

平成22年11月29日に提出されました「豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相究明を求める請願」2件は、12月市議会定例会において下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定内容
両請願とも「趣旨採択」と決定
- 2 意見
討論の要旨は別紙のとおりです。

別 紙

2 2 請願第 5 号 豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相
究明を求める請願2 2 請願第 6 号 豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相
究明を求める請願

「趣旨採択」（第 5 号及び第 6 号）の討論

私たちは何よりも将来性のある一人の女子中学生の尊い命を失い、その成長を育み見守り続けてきたご両親にとって、今回の事故の原因や真相をつまびらかにしてほしいとの願いはよく理解できるところである。

教育長から報告があったが、請願第 5 号については請願項目に沿って改めて関係者への聞き取り、確認作業を始めており、一定整理した上で誠意をもってご遺族にこたえていく、そのように指示をしたとのことであった。また請願第 6 号については、1 項目目の真相解明についてはご両親にお会いする中で、決して責任の追求や犯人探しを求めるものではなく、事故前後の状況、誰がどのような状況で、どのような行動をとったのかなどを詳しく知りたいとのことのお気持ちを確認している。また 2 項目目の再発防止、安全対策における安全マニュアルについては、教育長から委員会での質疑やご遺族の意見などを踏まえて、より実効性のあるものにするために加除・修正作業を進めているとのことであった。

したがって、私たちはご家族と直接会い、請願の願いをお聞きする中で、その心情をよく理解し、紹介議員となったが、願いに沿った対応が概ねなされることが確認されたので、本請願については趣旨採択すべきものとする。

「趣旨採択」（第 5 号及び第 6 号）の討論

今回の豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相究明を求める両請願は、去る 6 月 18 日に「三ヶ日青年の家」での自然体験活動中に、浜名湖において起こった痛ましいボート事故により、かけがえのない命を奪われた章南中学校 1 年生の西野花菜さんのご両親とその思いに賛同する 16,074 名の方々からの真相究明と今後の安全対策を求める請願である。

本市議会においては、事故発生後、6 月 25 日に議員全員協議会を開催し、教育委員会から事故の概要および事故後の対応などについて説明を受け、その後は福祉教育委員会において、教育委員会から学校および三ヶ日青年の家の関係者などから聞き取り調査に基づく報告を受け、真相究明のための事実確認の調査を行ってきた。また 11 月 24 日には安全管理体制の整備に向けて、「事実確認と今後配慮すべき事項」とともに、「事故対応マニュアル」などにより今後の安全対策についても検討してきた。今後は事故対応マニュアルがどのように教育現場で本当に生かされていくのか、問われる段階に入っている。

今回の請願事項については、多くの議員の賛同を得て開催された福祉教育委員会において概ね確認されていると考える。また豊橋市教育委員会においてもプロジェクトチームを結成し事実確認に努力してきた。またこれ以上の真相究明については現段階においては静岡県警察および国土交通省の運輸

安全委員会の調査結果が、豊橋を含めた当事者の責任を明確にする段階に入っているとも考える。教育委員会においても引き続き事故原因の調査への協力とご両親への対応も真摯に行っていくということであり、福祉教育委員会での委員の意見も踏まえ、事故対応マニュアルについても、今後外部の専門家等の意見を聞きながら、より実効性を高めていくとのことである。

さらに、教育委員会においては、6月18日を「豊橋・学校いのちの日」と定め、今回の事故を風化させることなく、将来にわたる安心・安全な輝く学校の教育活動が展開されるよう努めていくという強い決意を示している。

また事故の真相究明については、静岡県警察および国土交通省の運輸安全委員会において一定の結論が出た段階で、新たな対応を検討すべきと考えている。もちろん、危機管理における平穩時の思い込みに基づく危機感の乏しさ、さらに学校関係者の事故前後の対応への請願者の疑問などについては十二分に理解するところである。

両請願は、上記に述べた理由により趣旨採択が妥当と考えるものである。

「採択」（第5号及び第6号）の討論

請願趣旨に述べられている親御さんの思いと、請願事項に書き記されている真相究明に対するこの思い、ぜひともこれを、きちんと私たち福祉教育委員会を含めて真相究明に向けて行っていくべきである。そして行政の側もきちんとこれに向き合うべきである。

このような立場で請願内容について十分理解するもので、採択すべきものとする。

「採択」（第5号及び第6号）の討論

両請願における請願者の願意は「荒天の湖上訓練で起きた事故で命を落とすことになったのはなぜか、教育的観点にたって説明してほしい」ということにあると考える。ご両親が早い段階から求められた文書による対応が遅れたことに対しては、その説明責任を含めて、認めなければならないと考える。請願の願意を、花菜さんの命を救えた場面を想定し、今後に生かすことにあると考え、以下5段階で問題を整理した。

1、ボート訓練について。三ヶ日青年の家のボート訓練は、規律・協力・忍耐など、精神面を鍛える場としての認識が主流であり、これまでの利用において不安の声を受け止めるときに、中学校をはじめ、教育委員会が問題としての受け止めの力が弱かったことは反省すべきと考える。

2、指定管理者制度について。静岡県と静岡県教育委員会は指定管理者指定の際、直営のとき以上に「子どもたちの命」に対する公的責任を明確にされたのか、文書による確認が必要と考える。

3、浜名湖の風と波について。訓練湖上である北側は風や波の状態に特徴があること、また、近年の海浜事故などの経験を生かすなどの「日常的なリスク管理」こそ、詳細な「マニュアル」以上に重要と位置づけるべきと考える。

4、校長・館長の、「子どもの命」の責任について。青年の家での訓練を決定した校長、そして荒天時の湖上でパワーボートによるえい航を行った館長には、子どもの命を守り抜く責任が求められていると考える。

5、「花菜さんの12年の命」を生かし続けるために。一人一人の生徒の声を受け止め、生かすことを徹底する上でも、今こそ「子どもの最善の利益と意見表明権」を明確にした「豊橋の子どもの権利

のための条例」を、2年後制定に向けて取り組むべきと考える。

平成22年6月18日以降、豊橋市の教育と公共施設における活動は、「子どもの命」を合言葉に取り組まれることになったと実感している。それゆえ、教育委員会にはご両親の納得される回答を1日も早く届けられ、教育委員会の責任を明確にされることを願っている。

これからの私たちにできることは、最愛のお子様を亡くされたご両親に添い続けることにあると考え、採択の討論とする。

「趣旨採択」(第5号)及び「採択」(第6号)の討論

22請願第5号については、事細かな内容がなされており、まだまだこれについては真相解明をする必要があると考えるが、22請願第6号の請願事項については、その内容の第1は「死亡について原因を調査し、真相解明をすること」というような、西野さんについてのことがうたわれている。第2については、「事故や生徒の死傷という結果を再発させないための具体的な生徒の安全対策」ということで、これは西野さんばかりでなく、児童生徒たちに対する教育委員会の姿勢について求めていることであって、この請願事項が疎んじられていることについて、私は疑問に思っている。

昨日、西野さんを追悼するろうそくの火が、三ヶ日青年の家でなされたという報道があった。親の気持ち、担当する教師の気持ちとしては、この死はどんなことがあっても許されるべきではないし、悲しむべきことだと思う。私たち市民としても、死は必然とは言えど、このような望まれない死は、どんなことがあってもあってはならないことだと理解しており、再発を防ぐための手立ては、教育界はもとより、全市民的な願いであり、全員でまじめに取り組んでいくべきだろうと考える。特に22請願第6号については、法で言うならば憲法のようなものだと私は理解している。

22請願第5号については、これから国交省や警察、そして市の教育委員会等々の諸判断が出されるかと思うし、それに影響があってはならないと考えるので、本来なら継続審査ということが理想的かもしれないが、趣旨採択については賛成する。しかし、あくまでも22請願第6号については、なんら疑義をはさむことはないというように理解している。そういう意味で、22請願第6号については採択の立場である。